

# 「災害時における車両の移動に関する協定」 を締結

## ～災害時における緊急輸送道路の早期確保に向けて～

JAF（一般社団法人日本自動車連盟）四国本部（本部長 向井幸司）と四国地方整備局（局長 三浦真紀）は、3月17日（火）高松サポート合同庁舎13階災害対策室（高松市）において、「災害時における車両の移動に関する協定」を締結した。

昨年11月に災害対策基本法が一部改正され、災害時の道路交通網の早期確保を目的とした放置車両対策が強化された。

災害時、四国地方整備局から依頼を受けた日本自動車連盟四国本部が、支障となる車両の移動を速やかに実施することにより、災害時における緊急輸送道路の早期確保や通行止めの早期解除が可能となる。



本ニュースリリースに関するお問い合わせは、

JAF 四国本部事業部 電話 087-867-8411

担当 岩木までお願いします。